

## 池田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 池田町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年3月31日 (供用開始後18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	18.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(池田処理区)		
処理場数	1処理場(池田水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化:無し 共同化:無し 最適化:平成27年度に農業集落排水(角間地区)を特定環境保全公共下水道(池田処理区)に統合した。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	2か月分で基本料金5,400円 + 世帯員数 × 1,000円 ※上記の金額に消費税を加算		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水を多く使用する事業所(旅館、飲食業、鮮魚小売業、理容業、美容業、豆腐製造業)は「水量割料金」と「定額割料金」どちらかを選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水量割料金:2か月分で基本料金80立方メートルまで20,000円で超過水量分が加算。</li> <li>・定額割料金:2か月分で基本料金20,000円に、事業所区分によって定額料金が加算。</li> </ul> </li> <li>●一般事業所(事務所、工場など)は「水量割料金」と「従業員数割料金」どちらかを選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水量割料金:2か月分で基本料金80立方メートルまで10,000円で超過水量分が加算。</li> <li>・従業員数割料金:2か月分で基本料金5,400円に従業員一人当たり1,000円が加算。</li> </ul> </li> </ul>		
その他の使用料体系の 概要・考え方	偶数月に、前2か月の使用料を同時に請求		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,410 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,527 円
	平成26年度 4,536 円		平成26年度 3,674 円
	平成27年度 4,536 円		平成27年度 3,560 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	産業振興課 2名(兼務)
事業運営組織	H21.4.1 建設課と農林課を統合し、産業振興課とした。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	池田水処理センター、マンホールポンプ場の維持管理を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成28年度に策定・公表した平成27年度の経営比較分析表を添付します。  
経営比較分析表は、「経営の健全性・効率性」と「老朽化の状況」に関する本町の直近5年間推移および類似団体(平均値)とを比較分析することで、経営の現状と課題を把握することが可能となります。

## 2. 経営の基本方針

・施設の維持管理は業者委託としているが、業務内容を確認しながら縮減し、維持管理費の抑制に努める。  
・施設の老朽化対策については、大規模な施設更新費を平準化するために長寿命化計画に基づく改築更新を行い、社会資本整備交付金及び企業債を活用し、一般財源の支出抑制に努めることで資本費の適正化を図る。  
・人口減少や節水傾向を踏まえ、未接続世帯への接続促進を図り、水洗化率の向上及び使用料の確保に努める。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### 1) 投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道区域内は、ほぼ概成していることから、今後は更新や修繕が主となります。

#### 2) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

既計画の長寿命化計画を反映しております。

#### 3) 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理施設共同整備事業(MICS)を採用し、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業で設置している遠方監視設備の台数を減らすことによる設備投資の低減および統合によるシステムの一元化を図ります。

#### 4) 投資の平準化に関する事項

長寿命化計画に沿って大規模な更新費用を抑制する計画としました。一定の範囲内での投資を継続し過剰な設備投資を抑えます。

#### 5) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

本町の特定環境保全公共下水道事業は小規模であり包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなどの活用は困難と考えます。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### 1) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

平成28年度は決算見込み額とし、平成29年度は当初予算額を計画値としました。平成30年度以降については、下水道法事業計画に記載している下地区の予測を採用しました。使用料は前年比年2%減少することを考慮しています。

#### 2) 企業債に関する事項

建設改良費の国庫補助金を除いた額のうち5%分は受益者分担金として、残りは企業債借入として計画しました。償還は下水道事業債は現行通り30年以内償還(据置5年以内)、過疎債は12年以内償還(据置3年以内)としています。

#### 3) 繰入金に関する事項

基準内繰入金だけでは収支ギャップが発生するため、当面は最低限の基準外繰入金を計上する計画としました。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### 1) 職員給与費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

#### 2) 動力費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

#### 3) 薬品費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

#### 4) 修繕費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

#### 5) 委託費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	大規模な更新費用を抑制するため、補助事業を活用しストックマネジメント計画(長寿命化計画の継続事業)を策定します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間中に見直しの予定はありませんが、将来的に必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断します。改定する場合は住民の皆様に対して十分な説明と理解を得ることが重要と考えております。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	施設の建設に当たっては、国の補助事業の活用や交付税措置等の有利な企業債を発行する等により、適切な財源の確保を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	計画期間中も下水道事業(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業)に係る職員は今後も2名体制(兼務)とし、効率的な事業運営を行います。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	策定予定のストックマネジメント計画に沿って計画的な施設の更新を実施、修繕費の抑制に努めます。
委託費に関する事項	—
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うとともに、定期的(5年毎)に計画と実績の差異の確認及び分析を実施し計画の改善を行います。
---------------------	---

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	66,421	67,764	64,405	62,618	60,676	58,974	57,221	55,454	53,698	51,971	50,369	48,908
	(1) 営 業 収 益 (B)	47,482	50,701	47,141	46,209	45,295	44,401	43,528	42,665	41,822	40,999	40,187	39,395
	ア 料 金 収 入	46,959	49,973	46,417	45,490	44,580	43,690	42,820	41,960	41,120	40,300	39,490	38,700
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	502	676	676	676	676	676	676	676	676	676	676	676
	ウ そ の 他	21	52	48	43	39	35	32	29	26	23	21	19
	(2) 営 業 外 収 益	18,939	17,063	17,264	16,409	15,381	14,573	13,693	12,789	11,876	10,972	10,182	9,513
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,351	15,442	15,297	14,439	13,411	12,603	11,723	10,819	9,906	9,002	8,212	7,543
	イ そ の 他	1,588	1,621	1,967	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
	2 総 費 用 (D)	66,421	67,764	64,405	62,618	60,676	58,974	57,221	55,454	53,698	51,971	50,369	48,908
	(1) 営 業 費 用	48,043	50,108	47,679	46,790	45,910	45,050	44,210	43,390	42,580	41,790	41,010	40,250
ア 職 員 給 与 費	2,685	2,971	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	
イ そ の 他	45,358	47,137	44,699	43,810	42,930	42,070	41,230	40,410	39,600	38,810	38,030	37,270	
(2) 営 業 外 費 用	18,378	17,656	16,726	15,828	14,766	13,924	13,011	12,064	11,118	10,181	9,359	8,658	
ア 支 払 利 息	18,378	17,656	16,726	15,828	14,766	13,924	13,011	12,064	11,118	10,181	9,359	8,658	
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)													
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	167,259	160,859	164,894	179,817	140,845	227,153	230,033	232,937	233,850	234,754	229,544	223,213
	(1) 地 方 債 償 還 金	48,800	40,000	37,000	44,000	32,800	62,300	62,300	62,300	62,300	62,300	62,300	62,300
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	60,199	68,603	73,638	76,261	70,289	81,297	84,177	87,081	87,994	88,898	83,688	77,357
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	57,300	51,000	53,000	58,300	36,500	82,300	82,300	82,300	82,300	82,300	82,300	82,300
	(6) 工 事 負 担 金	960	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	168,374	159,120	162,849	174,669	146,171	230,349	232,157	232,864	234,829	233,455	229,807	223,266
(1) 建 設 改 良 費	111,100	100,500	100,000	108,000	73,000	151,500	151,500	151,500	151,500	151,500	151,500	151,500	
ウ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	57,274	58,620	62,849	66,669	73,171	78,849	80,657	81,364	83,329	81,955	78,307	71,766	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,115	1,739	2,045	5,148	△ 5,326	△ 3,196	△ 2,124	73	△ 979	1,299	△ 263	△ 53	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,115	1,739	2,045	5,148	△ 5,326	△ 3,196	△ 2,124	73	△ 979	1,299	△ 263	△ 53	
積 立 金 (K)	21												
前年度からの繰越金 (L)	4,364	3,228	4,967	7,012	12,160	6,834	3,638	1,514	1,587	608	1,907	1,644	
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,228	4,967	7,012	12,160	6,834	3,638	1,514	1,587	608	1,907	1,644	1,591	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,228	4,967	7,012	12,160	6,834	3,638	1,514	1,587	608	1,907	1,644	1,591	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	54	54	51	48	45	43	42	41	39	39	39	41	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	46,980	50,025	46,465	45,533	44,619	43,725	42,852	41,989	41,146	40,323	39,511	38,719	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	887,671	869,051	843,202	820,533	780,162	763,613	745,256	726,192	705,163	685,508	669,501	660,035	

(単位:千円)

○他会計繰入金

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分		17,351	15,442	15,297	14,439	13,411	12,603	11,723	10,819	9,906	9,002	8,212	7,543
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	17,351	15,442	15,297	14,439	13,411	12,603	11,723	10,819	9,906	9,002	8,212	7,543
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
資本的収支分		60,199	68,603	73,638	76,261	70,289	81,297	84,177	87,081	87,994	88,898	83,688	77,357
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	60,199	68,603	73,638	76,261	70,289	81,297	84,177	87,081	87,994	88,898	83,688	77,357
合 計		77,550	84,045	88,935	90,700	83,700	93,900	95,900	97,900	97,900	97,900	91,900	84,900

# 経営比較分析表

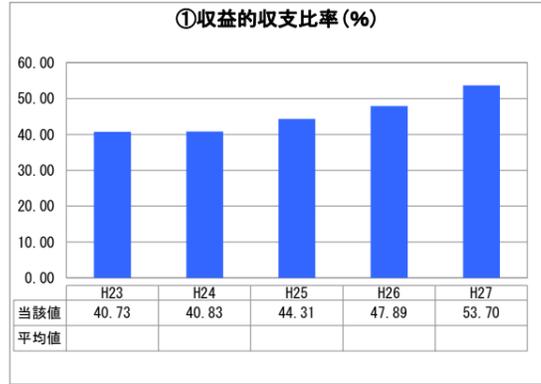
福井県 池田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	86.27	87.77	4,536

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,787	194.65	14.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,388	1.27	1,880.31

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



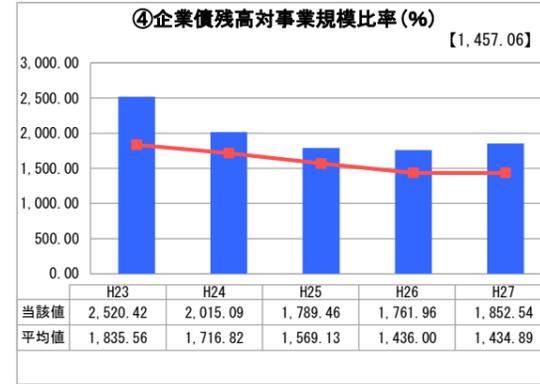
「単年度の収支」



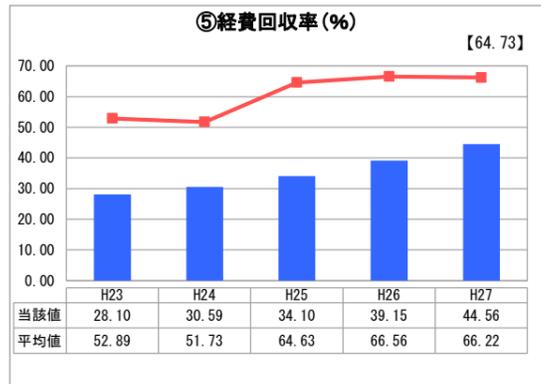
「累積欠損」



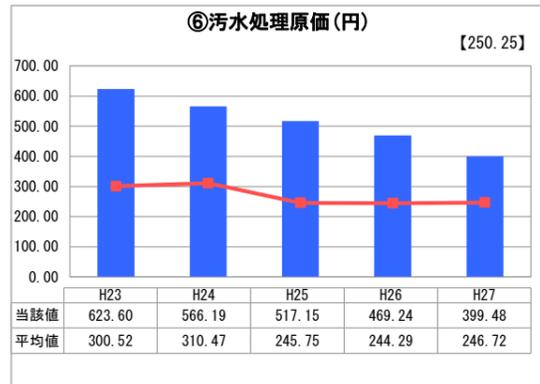
「支払能力」



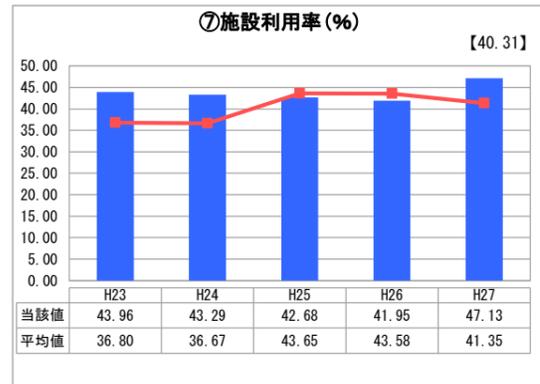
「債務残高」



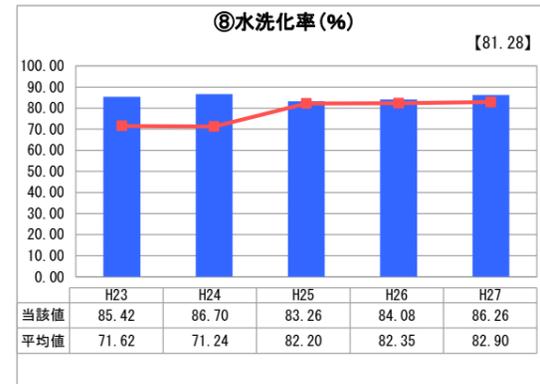
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

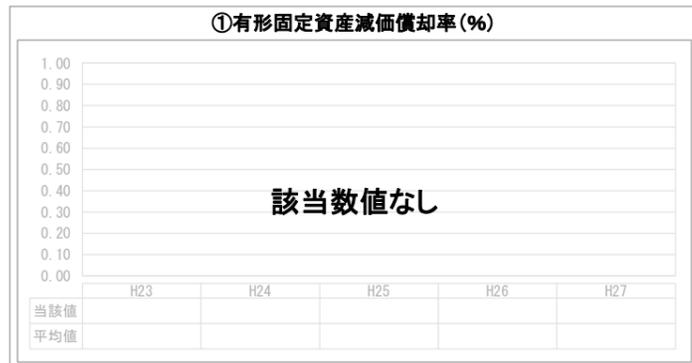


「施設の効率性」

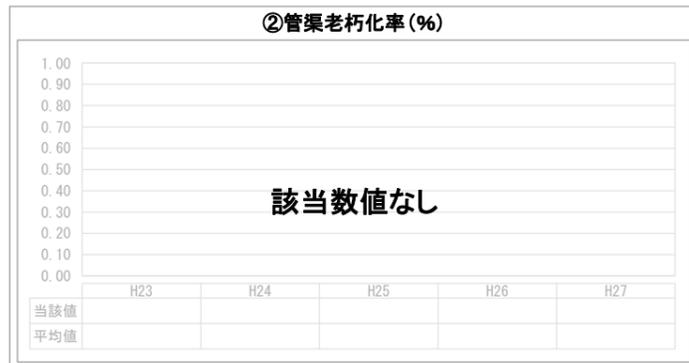


「使用料対象の捕捉」

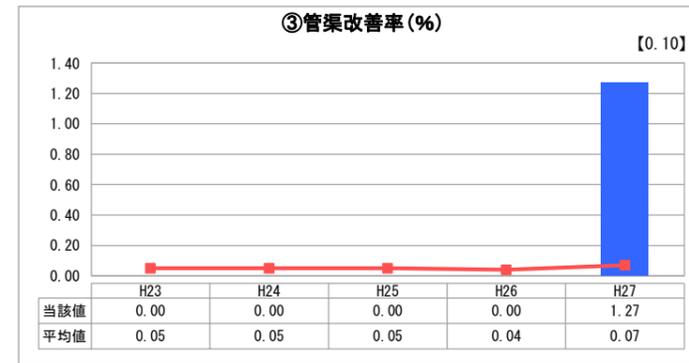
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①「収益的収支比率」をみると、地方債の償還が順調に進んでいることから数値の向上がみられる。しかし、⑤「経費回収率」にあるとおり、処理費の50パーセント以上が料金収益以外の収入でまかっている状況である。

処理人口が減少傾向にあることや施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加が見込まれることから、長期的な運用をみこして維持管理コストの削減を図るため、公共下水道に角間地区の集排水施設の統合を実施した。(平成27年8月1日供用開始)

このため、統合された集排水施設の処理人口が増加したため、⑦「施設利用率」⑧「水洗化率」は上昇した。また、⑥「汚水処理原価」についても有収水量が増加したことにより数値が減少したと考えられる。

### 2. 老朽化の状況について

主要機器類の更新時期が迫っている池田水処理センターについて平成25年度に長寿命化計画を策定し、平成30年までに計画的に主要機器の更新、長寿命化を図っていく予定である。

③「管渠改善率」については、集排水施設の統合にともない、管渠の改良・延伸をおこなったものである。

### 全体総括

処理人口の減少による収入の減少にあわせ、施設の老朽化による維持管理コストの増加が見込まれる。

運営コストの削減を図るため、2地区ある集排水施設のうち1地区を統合し、総合的な費用の削減を行うとともに処理規模拡大による効率化の上昇を目指している。また、施設の老朽化については長寿命化計画による計画的な更新により、維持管理費の低減と平準化を図っている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。